

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目
ノースキャピタルビル 4 階

第 14 号

2004 年 4 月 10 日 (年 3 回発行)

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回発行の会報が送られ、毎月 10 日(土、日の時は次の月曜日)の例会(相互支援・交流会)に参加できます。当事者としての電話相談も受け付けています。

「いのちのパネル」より

真理子よ

室蘭市 高橋利子

あの日を境に全ての時が止まったままです。あの日に戻りたい、戻る事が出来るのならどんな事もないと思います。

平成 13 年 10 月 8 日、この家から行く事をためらった真理子。何故止めなかったのか、何故、どうして・・・後悔で一杯です。話したい事がいっぱいあるのです。親孝行で優しかったあの娘に「ありがとう」と沢山言いたいのです。

真理子は常に向上心と夢を持って生きていました。自らを高めたいとハワイで 1 年間語学を学んだ後の次の目標は、看護師としてだけでなくもっと広く病める方の役立つ仕事をする為、社会福祉士になる事でした。その為、福祉大学の通信課程で学んでいました。そんな中にも賑やかな事の好きだった真理子は多くの友人を持ち、大切にしていました。

看護師として 14 年、病める方の為に心を尽くして看護をしていました。病に苦しむ方の手を握り励まし、そして多くの方の命の最後を見守りもしました。でも自らはたった一人で旅立たなければなりません。今、あの娘は何処にいるのか。呼んでも返事は無く、想像すら出来ない事が辛く悲しい。

加害者は、常日頃から交通規則を守らず事故を繰り返し、ついには真理子の命を奪ったのです。これくらいなら言う安易な気持ち、自分だけはこの慢心が、たった一つしかない大切な命と未来を奪い、残された者の希望を奪ったのです。

事故直後から真相を求めて来ましたが、加害者の権利だけが守られ「死人に口なし」と言う言葉が現実としてある事を知らされました。事故後早期での「情報開示」こそ今一番求められる事であり、悲しい交通事故を無くする為にも必要な事と痛感しています。



(事故状況: 高速道路を走行中に飛び出したキツネを避ける為に自損事故となり、追い越し車線に停止中、道路状況を把握せず漫然と追い越し車線を走り続けた加害者は、高速のまま激突し娘の命を奪う)

今号の主な内容

- ② 報告とお礼 ◆「危険運転致死罪での起訴となりました」 山下芳正・歌代子
- ③ ◆「ようやく禁固 2 年の実刑に」 眞下清一・登志子 ◆「控訴審で執行猶予判決を破棄」 橘 恵子 ◆「控訴審でも不当な執行猶予判決」 白石義満・喜世美
- ④ 報告 被害者の会が「道交法改正試案」に対し意見送付
- ⑤ 報告 札幌弁護士会・犯罪被害者支援委員会と初懇談
- ⑥ 投稿 「遵法意識と日常感覚のズレ」 「交通事故の見方が変わった」
- ⑦ 意見 「厳罰化を求めて、講話後のアンケートから」 佐川昭彦
- ⑧ 意見 高次脳機能障害に遭われた人から

危険運転致死罪での起訴となりました 署名などご支援に感謝します

旭川市 山下芳正・歌代子

3月26日、旭川地方検察庁の担当検事さんから伝えられた「危険運転致死罪で起訴しました」との言葉。それは私たちがこれまでしてきた事が大きく報われる重みのある言葉でした。

事件から約1年、私たちは沢山のことを知りました。被害者遺族に対して理不尽な事が多々あること、加害者過剰保護の法律であること、死人に口なしで加害者の供述がまかり通ること、遺族は悲しみに浸る間もなくすぐ行動を起こさなければ、命が軽く扱われ、不本意な結果となること。

平成15年4月24日、加害者の無謀運転によりかけがえのない大切な息子を失いました。親思いで、祖父母の面倒を良くみる本当に優しい息子でした。息子と習い事を一緒にしていた妻、息子が自慢に思い慕っていた2人の姉、そして、日に日に自分に似、「お父さんのようになりたい」と私を尊敬してくれていた息子を失った私は、悲しみと辛さのどん底に突き落とされました。

しかし私たち家族は「ただ悲しみに浸っていても息子は帰ってこない。なぜこんな事になったのか真実が知りたい」と、すぐ事故現場に行き、なにか事故の手がかりはないかと、手探りで現場検証をしました。

土木現業所から道路図面を入手し、道路の幅員や勾配、カーブの状況を確認し、警察の現場調査の跡をビデオや写真に収めました。タイヤ痕を測量・図化し、街路灯の湾曲状態や基礎周りの土質の状況、地盤の支持力などを調査。現場や速度の鑑定を大学の教授に依頼もしました。

通報者が現場で見た加害者の状況、旭川地方気象台に行き事故当日の降雨量の証明書を公式文書で貰い、息子の携帯履歴から事故当時の友人とのやり取り、心境などを読み取ったり、事故車の保管を修理工場に頼み、細部にわたる破損状況を実測したり、加害者の家から事故現場までの走行距離と走行時間を実際に走ったりと、どんな些細なことでも何かの糸口になればと調べました。

そんな折、娘の友人が免許の更新の為免許センターに行き、偶然にも「北海道交通事故被害者の会」が主催する「加害者天国ニッポン」（講師は松本弁護士）という講演会のパンフレットを持っ

てきてくれました。今考えるとこれは運命なのではないかと思っていますが、5月17日、私たちは、わらをも掴む思いで講演を聴きに札幌へ行きました。そこで、私たちは自分達と同じような境遇にいる被害者や遺族の方たちと出会い、こんなにも強く、必死に生きている人が沢山いるということを知ったのです。

事故から約1ヶ月、警察での事故説明や、私たちがそれまで調べたものから、加害者の運転は明らかに「危険運転」であると信じて疑わなかったのですが、平成15年6月4日、捜査機関の判断は「業務上過失致死」、つまり不注意、過失での送致と言うあまりにも軽い扱いでした。

私たちは6月25日、「危険運転致死罪」での起訴を求め旭川地方検察庁へ自ら告訴。12月末からは「危険運転致死罪適用を求める署名」活動も始め、1万名を超える協力を得ました。

検察庁には上申書や陳述書で「事故の実態に即した正しい判断を」と心の底から訴えました。署名を持って何度も面会しましたが、担当検事さんはいつも親身に話を聞いてくれました。

「事故の実態に即した正しい判断」をしてくれた旭川検察庁の良識と正義に敬意を表します。

最後になりましたが、今回の交通犯罪に危機感を覚え、自ら署名活動をしていただいた方々、また、賛同署名してくれた多くの皆様方、被害者の会の方々の貴重なアドバイスやご支援があったからこそこの結果だと思います。そして、私たちの活動を報道していただいた新聞・テレビ等の報道機関に対しても、心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

これからは裁判に向け、がんばりたいと思います。引き続きご支援をお願い致します。

◆ 山下博之さん交通死事件 ◆

03/4/23 深川市音江町の道道で短大生の運転する乗用車が時速百キロ以上で暴走。カーブを曲がりきれず、同乗の博之さん（当時19歳）を死亡させる。

03/6/4 深川警察署は「業務上過失致死」で書類送致

03/6/25 両親は「危険運転致死罪」で告訴。12月末より署名活動を始め現在までに11,313筆を提出。

04/3/26 旭川地検は危険運転致死罪で起訴。

厳罰化求め・・・署名・裁判傍聴・励まし・・・ご支援に感謝します

ようやく禁固2年の実刑に

札幌市西区 眞下 清一・登志子

綾香の命が奪われた事件から1年6ヶ月が経ち刑事裁判が終了しました。

判決は禁固2年（求刑2年6ヶ月）の実刑でした。娘のような交通事件では最大限重い判決であるとはっていますが、私達にとってこの判決は、軽すぎるという思いしかありません・・・。

公判では、たくさんの方々にご協力いただいた要望書や署名が証拠採用されました。「厳罰化によって子供を交通犯罪から守って欲しい」という願いは、子供を持つ親たちの共通の願いであることを裁判官にしっかり伝え届けることができたと思います。要望書、署名、公判傍聴など、心温かいご協力に心から感謝致します。

そして、ここまで私たちが行動を起こせたのは、私達と同じ思いの被害者遺族の力添えがありました。悲しい出会いではありますが、私達にとって、大きな助け、力となっただき、とても心強かったです。この方々の力添えがあったからこそ、ここまでやれたことに対し深く感謝しております。

◆ 眞下綾香ちゃん交通死事件 ◆

02/7/19 綾香ちゃん（当時11歳）は青信号の交差点を横断中、時速50キロで暴走してきた右折トラックに自転車ごとひかれ即死。

02/12/19 両親は「危険運転致死罪」で告訴。

03年2月より危険運転致死罪の適用を求める署名開始。

03/11/10 札幌地検は加害者を業務上過失致死で起訴。

03/12/11 札幌地裁は公判で、眞下さんから提出されていた13,489筆の署名と、2,090通の要望書を証拠採用。

04/1/20 札幌地裁は業務上過失致死で、禁固2年（求刑2年6ヶ月）の実刑判決。

控訴審で執行猶予判決を破棄！

恵庭市 橘 恵子

私どもの署名活動に際し、ご協力頂きましてありがとうございました。

平成16年2月2日、札幌高裁は一審判決の執行猶予4年を覆し、「禁錮1年8月の実刑」という意義ある判決を下しました。求刑の2年6月から減刑されましたが、皆様のおかげを持ちまして「厳正な判決を求める署名」21,272筆を提出し、裁判に反映させることができました。

今、交通裁判での量刑は失った命の重さに比べあまりに軽いものでしかなく、これからも私のできる限りの中で、このことについて取り組んでまいりたいと思っております。

本当にありがとうございました。

◆ 橘 敏幸さん交通死事件 ◆

02/9/25 停車中の敏幸さんの車に、居眠り運転のトレーラーが激突。敏幸さん（当時23歳）は即死。

03/7/17 札幌地裁は、加害者を業務上過失致死で、禁固2年6月、執行猶予4年の判決。

03/7/22 札幌地検は量刑不当と控訴。

橘さんは8月より厳罰化を求める署名活動を始め、11月には21,272筆を検察庁に提出。

04/2/2 札幌高裁は一審の執行猶予を破棄し、禁固1年8月の実刑判決。

控訴審でも不当な執行猶予 理不尽さを訴え続けます

恵庭市 白石 義満・喜世美

この度は私たちの署名活動に多くのご協力を頂き大変ありがとうございました。心ある皆様のご協力により9,363名の署名を高検を通して、札幌高裁に提出する事ができました。辛いばかりの日々の中で、私たちにとって、皆様の署名がとても励みになりました。しかし、平成16年1月19日の控訴審判決は「被害者に全く落ち度はない」としながらも、「無免許運転・酒気帯び運転・法外な高速運転などのいわゆる無謀運転とは態様を異にしている」「あってはならない事とはいえ、考え事をして前方の注意を欠いてしまうという事態は一般の運転者でも陥りやすい側面がある」という理由で一審どおりの禁錮2年、執行猶予4年というものでした。

歩いている人間も見えていないのに、「スピードは35キロくらいだった」という加害者の言い分がそのままおった判決でした。娘の1周忌にさえ、お参りはおろか、花1本贈ってこない加害者に「被告人なりに誠意を示そうとし、反省している」と情状酌量するのです。人の命はなんと軽く扱われるのでしょうか。殺された人間には、人権は存在しないのだと思いました。

裁判所というのは「過去の判例」ととらわれて、事故の全容を見ようとはしないのです。この判決は、私たち家族にとって到底納得できるものではありませんが、こんな理不尽な判決が、いつまでも「判例」にならないよう訴え続けていきたいと思えます。

◆ 白石乃郁さん交通死事件 ◆

02/10/4 乃郁さん（当時13歳）は、愛犬の散歩中に前方不注意の車にはねられ帰らぬ人に。

03/6/19 札幌地裁は加害者を業務上過失致死により、禁錮2年、執行猶予4年の判決。

03/7/3 札幌地検は量刑不当と控訴。

白石さんは橘さんとともに実刑を求める署名活動を始め、11月には9,363筆の署名を検察庁に提出。

04/1/19 札幌高裁は控訴を棄却し執行猶予の判決。

報告**免許制度の厳格化、飲酒運転根絶など、被害ゼロを求めて
被害者の会が「道交法改正試案」に対し意見送付**

被害者の会は 1 月 19 日、警察庁交通局へ「道路交通法改正試案」に対しての意見を送付しました。意見の送付は、2001 年の「運転免許の処分基準」への意見提出以来 2 度目となります。今回は一昨年度と道警に提出した「交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援のための要望事項」を添付するとともに、会員の方からのご意見も加えて作成しました。概要をお知らせします。

また、警察庁交通局はその後 2 月に、『改正試案』に対し寄せられた主な御意見、及びこれに対する警察庁の考え方について」を発表しましたので、この要点についても紹介します。(前田記)

1 運転者対策の推進について

《改正試案》 車両重量 5 トン以上 11 トン未満の中型自動車免許を新設し、大型免許受験資格を 21 歳以上、経験年数 3 年以上とする。

《意見》「中型免許」を新設することには異論はありませんが、同時に免許受験資格の年齢を普通自動車は 20 歳に繰り上げるべきと考えます。また、現在 16 歳で取得可能な原動機付自転車の免許は 18 歳にすべきです。

《理由》

現状の運転免許制度は、個人の移動の自由や快適性のために、公共の福祉が犠牲にされて、憲法 13 条（生命、自由及び幸福追求の権利）に違反した実態となっています。免許は誰にでも与えられるのではなく、車を「凶器」に変えることなく、安全運転のための専門的な技能と人格を兼ね備えた者に限るという発想をすべきです。

《集計結果》◎：試案に賛成 55% ○：条件付き賛成 31% ×：反対 10%

《警察庁の考え方》

新大型免許及び中型免許の受験資格について、試案より厳しくすべきという意見と、もっと緩めるべきで年齢制限をなくすべきという意見などがあったが、厳しくは国民に過重な負担を課す恐れがあり、年齢制限を引き下げるなど緩めることは現下の厳しい交通情勢を踏まえると、安全確保の観点から問題がある。

2 携帯電話等使用に関する罰則の見直しについて

《改正試案》運転中に、携帯電話等を手で持って通話したり、メールの送信等を行ったりした者に対して、5 万円以下の罰金を科すこととします。また、この違反行為に対しては、交通反則通告制度を適用することとします。

《意見》携帯電話の使用は、最も大切な「安全確認」がおろそかになり死傷事故に直接つなが

る危険運転ですから、罰金額は改正試案よりもっと高くすべきです。また、事故があった場合、その原因に携帯電話の使用がないかどうか通話記録の提出義務化など、強制力をもって捜査できる措置も盛り込むべきと考えます。

《集計結果》◎：61% ○：27% ×：9%

《警察庁の考え方》

5 万円というのは、他の規定違反に対する罰則との均衡を考慮したもの。更なる罰則の引き上げについては今後の携帯電話使用に係わる交通事故の発生状況等を踏まえ、慎重に検討することとしたい。仕事上の必要から使用することについては、その危険性が私用上の使用と変わるものでないことから、原則的には許容すべきものではない。

3 飲酒運転対策について

《改正試案》飲酒運転の呼気検査を拒否した者に対する罰則を現行の「5 万円以下の罰金」から「30 万円以下の罰金」に引き上げます。

《意見》検査拒否は飲酒運転と同等の罰則を科すべきです。危険運転致死傷罪新設により、飲酒による運転は危険運転として厳罰にされたのですから、検査の拒否によって逃れられるという不公正が生じてはなりません。

さらに、飲酒検査は全ての事故の当事者に実施し、方法についても血液検査を取り入れて過労の程度や体調も調べるなど、より正確・精密に実施できるよう法改正を望みます。

また、危険運転致死傷罪新設によって生じた「逃げ得」という矛盾（酒酔いによる危険運転致死罪の法定刑は 15 年以下ですが、業務上過失致死罪の法定刑は 5 年以下であり、ひき逃げを併合罪として適用しても法定刑は最大で 7 年 6 月にしかならない）を改めるために、救護義務違反についても早急に厳罰化の法改正を望みます。

《集計結果》◎：71% ○：14% ×：4%

《警察庁の考え方》

飲酒運転について平成 13 年の道路交通法改正等により、罰則の引き上げや行政処分の強化等が行われたところだが、依然として後を絶たない状況

にある。罰金の額は飲酒運転の罰則との均衡を考慮したものであり、更なる罰則の引き上げについては、今後の呼気検査拒否事案の発生状況等を踏まえて慎重に検討する必要がある。

4 シートベルト装着について

《意見》

シートベルト装着義務を助手席のみならず、全

ての座席とすべきです。また営業車に対する義務づけも明確にすべきです。

《理由》

安全のための効用は全ての座席に当てはまるはず。万が一の場合の衝撃エネルギーから乗員を守ることは運転者の大切な義務であり、バスなどの輸送機関にも当然適用すべきです。

報告

札幌弁護士会・犯罪被害者支援委員会と初懇談

「要望事項」について理解と協力を得るため、各関係機関との懇談を申し入れていましたが、昨年11月14日、札幌弁護士会との懇談が初めて実現しました。

出席したのは、犯罪被害者支援委員会からは澤田委員長をはじめ8名の弁護士さん、当方は、前田代表、内山副代表、滝沢世話人に寺地事務局長を加えた4名です。短時間でしたが、貴重な懇談が行われました。

両会の挨拶のあと、まず被害者の会から、要望事項に基づき法律や制度の改善に関わる①捜査について②刑罰について③損害賠償について、現状の説明と協力依頼をしました。特に強調したのは次のことです。

これまでわが国では、犯罪被害者の権利問題が全く問題にもされず、極めて遅れた状態にあること。とりわけ交通犯罪は、国の非犯罪化政策の中で、「事故」と軽く扱われ、はなはだしい無権利状態に置かれており、二次的被害も深刻であること。被害者は故人の名誉、命の尊厳のためにもまず事件の原因など真相を知りたいと求めるが、「死人に口なし」の不公正な捜査が横行していること。

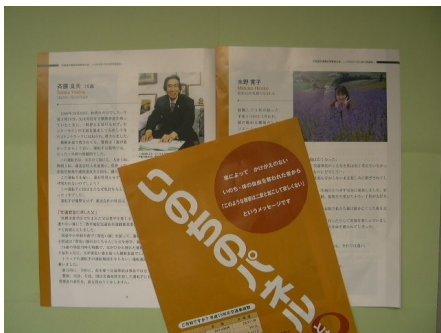
実況見分調書など捜査情報の早期開示などによって「加害者天国」という不公正が正されることを強く望んでいること。厳罰化については、決して応報感情ではなく、命を軽く扱って欲しくないという痛切な思いであること。この意味でも刑事裁判を重視して欲しいし、被害者が裁判に参加する権利も必要であること。怪我をされた方も、払い渋りや症状固定の強要など損保の圧力で人権無視の深刻な実態があるので、実状を良く聞いていただき理解をして欲しいこと。

意見交換の後、弁護士会澤田委員長から、日弁連の「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」（平成15年10月）の紹介もしながら、「発足4年を迎えた被害者支援委員会としてさらに支援を進めたい、そのため懇談の機会も続けていくことが大切」とのまとめがなされ、社会の無理解からの絶望感と孤立感に苛まれがちな私たちにとって大きな励ましとなる懇談でした。

なお、この懇談会が契機となり、今年3月13日には、札幌弁護士会主催のトークセッション「犯罪被害者支援を語る」に被害者の会も招かれ、前田と内山が発言する機会を与えられたことも付け加えます。（前田記）

「いのちのパネル」の小冊子と横断幕ができました

パネル担当 小野 茂



昨年より始めた「いのちのパネル」に現在13名の参加があり、これまでに札幌地下街オーロラタウン・白石区民センター、講話など十数か所で展示、目に訴えることで大きな反響があったと思います。

しかし、通り掛かる掛かる人より「遠くからだと何を展示しているか分からない」「家人にもこのパネルのことを伝えたい」との声もあり、横断幕と小冊子の必要性を感じていました。

そんな折、昨年に引き続き北海道共同募金会より「平成15年度道民歳末たすけあい運動義援金」として15万円の補助が付きましたので、横断幕と小冊子（カラー印刷）を製作いたしました。

早速、3月13・14日の「NPO市民活動ステージ&パネル・ブース展」（札幌ファクトリー）に参加した際この小冊子を置きました。読まれた方から「これから免許を取る子供に是非読ませたい」と言われ、小冊子が事故撲滅につながることを願いが通じたと思いました。この小冊子は地方の方も交通講話の折に活用できると思います。希望の方は事務局の方へ連絡をお願いします。

投稿 遵法意識と日常感覚のズレ、高齢者こそ遵法精神 の先達になりたいもの

ト部 弘（豊平区「豊平さつき会」）

私がまだ現職にいたときのことであります。ある町で「交通安全推進町民大会」があり、多くの町民が参加して盛大に催されました。

さて、その大会に参加したある田舎の男性の方が、大会終了後帰途につきました。帰る途中で待ち合わせていた妻と小学校6年生の男の子を乗せて、一路わが家へと向かったのです。市街地を離れ、真っ直ぐな道である農村地帯を走りはじめました。その時に6年生の子供が車の速度メーターを見て、「お父さん100キロになっているよ。危ないんでないの」と声をかけました。お父さんは「いいんだ、このあたりはスピードを出しても問題はないからな」と。加えて母親が「お父さんは自信があるからいいのよ。黙って乗っていなさい」と、子供の声をさえぎりました。その子供は「だっておかあさん、お父さんは交通安全大会に出た帰りでしょう。いいのかなあ」

と疑問をもちかけましたが、父も母もその声を無視して走り続け、無事自宅に帰り着きました。

後日、学校参観日に父母懇談会がありました。席上でその母親が半ば自慢げにこのことを皆さんの前で話しました。それを聞いた参観者の親達もクスクスと笑っていただけでしたが、担任の先生は「それは〇〇君えらいわね。お父さんやお母さんをたしなめるなんてなかなか出来ないことですよ」と精一杯の意見を言ったというのであります。

現在の社会で最も責任をもって社会ルールを守り、子供に範を垂れなければならない親達の一部には、このような恥ずかしい行為をしている人をよく見かけます。これでは、これからのわが国の将来を任せしておくというのはとても心配でならないと、私は思ったような次第です。

講話の感想から

交通事故の見方が変わった

里見恵子（北海学園大学経済学部1年）

基礎ゼミの中で、私が一番心に残っているのが11月26日に聞いた講演会でした。「命とクルマー遺された親からのメッセージ」というテーマで、講演をしてくださったのは北海道交通事故被害者の会代表の前田敏章さんでした。

前田さんの娘さんは、学校帰りの帰宅途中、カーラジオ操作で前方不注視となった運転者に、ブレーキをかけられることも無くひかれ、即死したそうです。前田さんは「娘が死んでから心から楽しいとか感動するということが無くなった」と言っていました。そして、「今私が生きていて感じるのは交通事故を無くす為に活動をしている時」と言いました。その時前田さんの気持ちが痛いほど伝わってきました。

講演が始まる前に資料が配られました。そこには、遺族の方一人一人がどんな風に家族を失ったのか、今どういう思いでいるのかがつづられていました。私は家に帰ってその資料を全て読みました。どれもこれも運転手の不注意で、しかも刑は軽くこれが日本の交通事故の実態なのかと驚きました。

資料には私と同じ年に生まれた女の子の話のついていました。その女の子は、買い物の帰りに、安全確認をせずに駐車場から出てきたトラックにひかれ、翌日、出血性ショックで亡くなったそうです。刑事裁判の結果は禁錮（労役を伴わない刑）1年2ヶ月、

執行猶予4年という軽い刑罰でした。しかも、この事故から2年後に同じ会社のトラックがまた、前方不注意で、死亡事故をおこしたそうです。

悲しい、辛い、悔しい、といった遺族の思いが文章から感じとれました。このトラックの運転手がきちんと注意しながら運転し、この女の子がもし生きていたら、私と同じ年だったと思うと本当に複雑な心境でした。

この講演に出席して、私はたくさんの交通事故の新聞記事や、資料を読みました。そして、現実として今の日本の車社会ではどんなにひどい事故がおきても、何度同じような事故がおきても、なんの改善も図られていないと感じました。例えば加害者に対する刑が軽すぎます。現在は歩行者を負傷あるいは死亡させた者には、業務上過失致死傷罪という軽い刑がほとんどですが、傷害致死罪または傷害罪をくだすべきだと思います。また、交通事故をおこした者が簡単にまた運転できるようになるのはおかしい気がします。少なくとも人を死なせてしまったり、傷を負わせてしまった人には二度と運転させるべきではないと思います。

とは言っても、前田さんもおっしゃっていたことです。車に乗るということはとても危険だということ、いつ何時自分が殺人者になるかもしれないということ、これを車に乗る人がきちんと認識して

いなければ、どんなに刑を重くしても根本的な解決にはつながらないと思います。

私はこの講演に参加するまでは、例えニュースで交通事故が話題になっていても捉えていませんでした。

た。今回、交通事故問題と関わったことで交通事故に対する私の見方が大きく変わりました。他人事から身近なことに変わった気がします。

(北海学園大学、川村講師より協力いただきました)

厳罰化を求めて・・・講話後のアンケートより

豊平区 佐川 昭彦

交通事故偽装で何億円もの保険金を騙し取ったニュースが、最近報じられた。また、過去には多くの交通事故偽装殺人も新聞で報道されたことがある。なぜこのような事件が度々起きるのであろうか。

私たち被害者の心情として、遣り切れないものがある。交通事故だから仕方が無い。故意ではない。過ちだから、誰もが起こさないと断言できない。だから“刑は軽く”との風潮が一般化している。そのため、大きな力（人を殺傷する力）を出す車の運転に緊張感が伴わない。毎日の交通事故は、それを如実に物語っている。

最近の新聞を見ても、道内では昨年の交通事故死者数を大きく上回っている。その原因を「今年は冬道の条件が悪い。気候のせいだ」と言うが、本当にそうだろうか。若し、道路環境が悪いのなら徐行運転で安全は確保出来る。ところが、車を利用する者は、その利用目的を速さに求めるため、信号が赤でも突っ込んでくる。

私は、私たち遺族のような悲しみや苦しみに遭わないようにと、講話の中に交通法規の遵守。つまり、運転マナーの重要性を説いているのだが、よく理解し、実行に移すことが困難と思われる運転者が多い。社会通念として、動くもの、危険なものに近づく方が悪いという発想である。

処分者講習で、被害者の悲惨な交通事故による後遺症の話しをして、安全運転をと訴えた後のアンケートにも数は少ないがそのような発想がある。スピード違反や飲酒運転で免許停止の処分を受けた者が、何時間かの講習で免許を更新できる。そんな受講者のAさんの意見「どんなに安全運転をしようが事故は起きる。事故を無くすためには車を無くすしかない。しかし、それは出来ないだろう」と。また、Bさんは「交通事故では弱者である歩行者を守ることが強調されていましたが、弱者だから守られるが当たり前前と思って交通ルールを無視する者にもかなり問題があり、それが事故の原因になっていることも多い」との意見。50代のCさんは「スピードの出る車の販売を認めて、スピードを出すなど言うのは

おかしい。スピードの出る車を造らせない方が先である」と。Dさんは「交通事故は起きるのだから、対人・対物等の車の保険に入っていない人は、運転をしないことだ」と書いている。70名中、少人数ではあるが、このような考えで運転している者がいることも事実である。

一方、機会があって行った刑務所での講話後のアンケートでは、さまざまな犯罪が起きる原因はとの問いに、「意志が弱く、欲望に負けるから」の項が80%と、心の持ち方が重要との反省が強く、社会が悪い・仲間の誘惑等の項にはまったく〇印がない。

更に、今後の人生に活かしたいことの記述欄には「家族を突然失うという事が、どんなに辛いことか思い知らされました。被害者の方々の気持ちになって生きなければと思いました」「社会復帰をしたら、車を運転する者の1人として交通規則を守り、安全運転を心掛けます」また「妹を交通事故で亡くした私にとって、被害者の痛みがよく分かります。安全運転で絶対事故は起こしません」と。そして40代の「今まで加害者である私は、半分は被害者の気持ちもありました。でも被害者の方の話を聞いて、自分が犯した罪の大きさ・重大さが分かりました。これからは被害者の気持ちを忘れずに生活して行きます」と。

こんな2か所での講話後のアンケートから考えることは、厳しい掟に従って刑に服している

受刑者は、交通事故問題を自分の心の中の問題と位置付け、しっかり受け止めようとしている。

事故原因の徹底究明により、無謀運転者に逃げ場所を与えない事故処理（スピード違反や飲酒運転者には免許の再交付をしない等の処罰）と厳罰を強く求めたい。飲酒運転の罰則が厳しくなったことで、被害が減少していることを考えると、交通事故も犯罪として厳しく罰する事が、事故0への早道と考えるのは早計であろうか。



会へのメールより

「癒されぬ輪禍」を読んで

私は3月4日に自動車学校を卒業したものです。卒業講習時に「癒されぬ輪禍」(交通事故被害者のこえ)のビデオを見、冊子を頂きました。子どもたちが寝付いた今、始めから読ませて頂きました。

経験もしたことがない私が被害者の方の気持ちがわかるわけがありませんが、もし自分の家族だったら…自分の子供だったら、と考えてしまい声を出して泣いてしまいました。

もう少しで待ちに待った免許証の交付を受けます。それと同時に、人の命を奪う「車」という名の凶器を扱う者として、当たり前ですが責任を持ち、時間と気持ちの余裕を持って運転することが、被害にあわれた方へのお悔やみになると思います。自分が心得ることによって、一つでも愛しい命が救われ、悲惨な交通事故が減るのであれば幸いです。

か言われたり、事故のことばかり考えているとか言われる。

2 経済的にも苦しんでいます

損保会社が十分な支払いをしてくれないので年若い母親から借金をしたりしています。

3 会の活動についての要望

◆遺族の人のグループと、生きて後遺症を抱えている人とのグループというふうに分けて、グループで皆が少しずつ何分か話すというふうに話し合ってほしい。◆後遺症を抱えている人が事故のことをどう解決していったかという話しも聞きたい。◆講師として、裁判で、脳に障害がある場合、鑑定医がいいかげんな判定をした時、どうしたら良いか等詳しい方の話を聞きたい。(会員アンケートより)

会 の 日 誌

2004.1.10. ~ 2004.4.10.



《会合など》

- 1 月 10 日 会報13号発行
- 2 月 10 日 世話人会・例会 (61 回)
- 3 月 10 日 臨時世話人会
- 3 月 13 日 例会 (62 回)
- 3 月 13 日 札幌弁護士会主催のトークセッション「犯罪被害者支援を語る」に出席

《体験講話》

- ▲ 1/24 北海道ふるさと青年会議 (高石)
- ▲ 2/14 南富良野町住民集会 (長瀬)
- ▲ 3/21 大新東(株)交通安全講習会 (前田)
- ▲ 3/14 釧路坂野建設交通安全大会 (佐藤芳)

《処分者講習での講師》

1/22 (前田) 2/13 (佐川) 3/18 (内山)

《パネル展示》

3/13・14 NPO 市民活動ブース展 (サッポロフアクトリー)

高次脳機能障害に遭われた人から

遺族の方もとても大変ですが、突然の事故で必死に生きている人たちも大変です。後遺症その他で二次被害を受け、どうしたらよいか悩んでいる私のような話にも、言葉は「下手ですが一生懸命生きているのですから聞いて下さい。そして、交通事故被害者の会で、後遺症のある人の問題解決にも力をかけて下さい。

1 私は現在まで続く次のような傷害に苦しんでいます。

◆バランス感覚がなく、地下鉄の階段から真っ逆さまに転落。途中で止めてくださった方がいたから助かった。◆足の捻挫に続き、手を捻挫した。◆赤信号を見落とし、クラクションで気がついた。◆名誉まで傷つけられている。もともとの性格とか、気質と

会員の皆様へのおしらせ

★ 2004年定期総会と交流会のご案内 ◆会場 KKRホテル札幌 (中央区北4西5)

◆総会 5月15日(土) 13:30~14:45

◆グループ交流会 15:00~17:45

グループ予定 ◇刑事裁判 ◇民事裁判 ◇メンタルケア ◇怪我をされた方の交流

◆懇親会 18:00~20:00 同ホテル地下1階「ブルデル」にて

★ 次の会報発行は8月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。
(※切り7月20日、1200字程度 メールやファックスでも良いです)